

京都大学防犯カメラ設置・運用要領について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2017年2月8日）

平成29年1月13日開催分の学生生活委員会議事概要にあります、京都大学防犯カメラ設置・運用要領の全文および策定・承認された日時・委員会等の明示をお願いいたします。その回答を要領のpdfデータのみとしていただいても構いません。

【回答】（回答日：2017年2月20日）

（施設部プロパティ運用課）

京都大学防犯カメラ設置・運用要領

（平成24年12月20日法務・コンプライアンス担当副学長裁定制定）

（趣旨）

第1 この要領は、京都大学（以下「本学」という。）における防犯カメラ（部局が設置したものを除く。以下同じ。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置目的）

第2 防犯カメラの設置は、本学における盗難等の犯罪行為の抑止及び事故発生の防止を図り、本学の学生及び教職員の安全及び安心の確保並びに本学の資産を保護することを目的とする。

（管理責任者及び取扱責任者）

第3 防犯カメラの適切な設置及び運用若しくは画像記録の適正な利用又は管理を図るため、管理責任者を置き、法務・コンプライアンス担当の副学長をもって充てる。

2 防犯カメラ、画像表示装置及び録画装置の操作並びに画像の視聴に関し適正な取扱いを行うため、防犯カメラを設置する施設その他の区分毎に取扱責任者を置き、管理責任者が指名する。

（防犯カメラの設置及び運用に係る措置）

第4 管理責任者及び取扱責任者は、防犯カメラの設置及び運用にあたっては、防犯効果の向上又は個人のプライバシーを保護するため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの撮影範囲が学外に及ばないようにすること。
- (2) 防犯カメラの設置場所付近の見えやすい場所に、防犯カメラが設置されていることを表示すること。
- (3) 防犯カメラの画像及び画像記録の漏洩を防ぐため、画像表示機器及び録画機器の設置場所は、管理責任者又は取扱責任者が許可をした者以外の立ち入りを禁止すること。

（画像等の利用及び管理に係る措置）

第5 管理責任者又は取扱責任者は、防犯カメラの画像、画像記録及び記録媒体（以下「画像等」という。）を利用又は管理するにあたり、次の措置を講じなければならない。

- (1) 画像等の保管期間は2週間とし、画像の加工又は複製をしないこと。ただし、管理責任者が防犯上特に必要と認めた場合は、管理責任者が認める期間について保管期間を延長し、又は画像等を複製することができる。

- (2) 画像等については、保管期間経過後又は延長期間終了後は、速やかに消去又は破碎し、複製物についても破碎すること。また、消去又は破碎にかかる記録を作成すること。
- (3) 画像等は所定の保管場所以外に持ち出さないこと。
- (4) その他画像等の漏洩、遺失等の防止に関し必要なこと。

(画像等の外部への提供)

第6 管理責任者及び取扱責任者は、次に掲げる場合を除き、画像等より知り得た情報を外部の者に提供してはならない。

- (1) 法令等の定めに基づくとき。
- (2) 画像等から識別される者の同意があるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、管理責任者が緊急かつやむを得ないと認めたとき。

(本人への画像の開示)

第7 管理責任者は、画像等から本人と識別できる者から画像の開示の請求があったときは、以下の手続により開示を許可することができる。

- (1) 管理責任者に開示請求の理由等を記載した所定の申請書を提出する。
- (2) 管理責任者は、前号の申請書において請求理由が相当と認められる場合に限り画像の開示を許可する。
- (3) 画像の開示は、取扱責任者の立会いの下に行う。
- (4) 開示する画像は、本人以外の者が識別可能な状態で映り込んでいる部分を除いたものとする。

(苦情処理)

第8 管理責任者及び取扱責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情等があったときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年1月16日から実施する。
- 2 この要領実施の際、現に設置されている防犯カメラの運用については、当分の間、なお従前の例による。